

令和8年9月労働月報

令和8年8月内容

区分	項 目		8月	前年同月	対前年 同月比 (%)	累 計	前年同期 累計	対前年 同期比 (%)
労働基準	臨検監督実施件数 *		644 件	691 件	▲ 6.8	6,519 件	6,623 件	▲ 1.6
	支援等業務件数		50 件	49 件	2.0	320 件	448 件	▲ 28.6
	申告受理件数 *		250 件	217 件	15.2	1,906 件	1,655 件	15.2
	司法処理件数 *		4 件	8 件	▲ 50.0	67 件	73 件	▲ 8.2
	未払賃金の立替払に係る認定申請件数 *		12 件	13 件	▲ 7.7	108 件	113 件	▲ 4.4
	労働者死傷病報告受理件数 *		830 件	762 件	8.9	5,339 件	4,915 件	8.6
	(死亡・休業4日以上) うち死亡件数		1 件	3 件	▲ 66.7	12 件	21 件	▲ 42.9
	脳・心疾患及び精神障害に係る労災請求件数		50 件	46 件	8.7	284 件	210 件	35.2
	同認定件数		11 件	5 件	120.0	37 件	39 件	▲ 5.1
	職業安定	月間有効求人数(季節調整値)		177,025 人	177,513 人	▲ 0.3		
月間有効求職者数(季節調整値)		159,280 人	159,192 人	0.1				
有効求人倍率(季節調整値)		1.11 倍	1.12 倍	▲ 0.01P				
紹介件数		24,754 件	24,821 件	▲ 0.3	142,675 件	139,556 件	2.2	
就職件数		4,694 件	4,627 件	1.4	27,583 件	28,686 件	▲ 3.8	
		うち障害者就職件数	655 件	656 件	▲ 0.2	4,152 件	4,101 件	1.2
雇用保険		月末適用事業所数	193,101 事業所	190,947 事業所	1.1			
		月末被保険者数	3,888,881 人	3,850,642 人	1.0			
		受給資格決定件数	8,007 件	7,871 件	1.7			
		受給者実人員	39,169 人	38,282 人	2.3			
需給調整事業	職業紹介事業所数		4,000 所	3,837 所	4.2			
	新規許可・届出件数		35 件	39 件	▲ 10.3			
	労働者派遣事業所数		4,470 所	4,479 所	▲ 0.2			
	新規許可件数		18 件	17 件	5.9			
	事業所指導監督件数	指導監督	136 件	195 件	▲ 30.3	915 件	901 件	1.6
		是正指導	95 件	77 件	23.4	754 件	601 件	25.5
雇用環境・均等	総合労働相談件数		11,549 件	11,993 件	▲ 3.7	58,459 件	61,131 件	▲ 4.4
	うち個別労働関係紛争相談件数		2,212 件	2,225 件	▲ 0.6	11,730 件	11,514 件	1.9
	うち労推法(パワーハラスメント)関係		487 件	383 件	27.2	2,059 件	1,892 件	8.8
	うち均等三法相談件数		985 件	1,634 件	▲ 39.7	4,502 件	7,423 件	▲ 39.4
	紛争解決援助 件数	個紛法に基づく助言・指導	108 件	89 件	21.3	606 件	486 件	24.7
		労推法に基づく助言・指導	7 件	19 件	▲ 63.2	59 件	75 件	▲ 21.3
		均等三法に基づく助言・指導	0 件	3 件	▲ 100.0	8 件	19 件	▲ 57.9
		個紛法に基づくあっせん	36 件	32 件	12.5	192 件	122 件	57.4
		均等三法・労推法に基づく調停	5 件	12 件	▲ 58.3	57 件	47 件	21.3
	報告徴収等実施件数		124 件	132 件	▲ 6.1	428 件	495 件	▲ 13.5
	女性活躍推進法に基づく行動計画届出件数		3,517 件 (87.3 %)	3,931 件 (89.1 %)	▲ 10.5 ▲ 1.8P			

注1 累計欄について、労働基準のうち*の項目は1月から、その他は4月からの累計。

注2 「申告受理件数」とは、労働者から労働基準関係法令に関する違反があったとして労働基準監督署に申告があった件数

注3 職業安定の「月間有効求人数」「月間有効求職者数」「有効求人倍率」の前年同月欄及び対前年同月比欄は、前月の数値及び対前月比(有効求人倍率は前月差)

注4 「総合労働相談件数」とは、局署の総合労働相談コーナー等で受けた法令の内容等に係る問合せ、労働基準法等に係る法違反の疑いのある相談等を含むあらゆる労働相談の件数

注5 「個紛法」は「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」の略称

注6 「労推法」は「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」の略称。令和8年度の相談件数には10月1日施行を見据えたカスタマーハラスメントの相談が含まれる。

注7 「均等三法」とは「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」「パートタイム・有期雇用労働法」の三法であり、令和8年度の相談件数には10月1日施行を見据えた求職者等セクシュアルハラスメントの相談が含まれる。